

# 自主的勉強会の重要性

特許庁技術懇話会 常任委員 宮崎 賢司

今年度、特許懇では、和英辞典改訂勉強会、中国語勉強会、記念品企画委員会を立ち上げました。そして、これらに加え、セミナー等の開催も予定しています。企画が盛りだくさんの今年度でございますが、多数の会員の皆様にご協力いただいております。この場を借りて御礼申し上げます。

今回の特許懇誌の特集は、知財制度について最近の話題ということでございます。私は、知財制度に関して、法令、判例、運用論等を自主的に勉強する会に参加しております。勉強会に参加するようになってから、特許懇誌も含め、さまざまな知財関係の書籍や雑誌に接するようになりました。そこで最近、感じていることは、これら書籍や雑誌には、タイトルに「特許庁審査官への要望」等と銘打っていることではないので気付きにくいのですが、審査官や審判官に対する熱いメッセージや意見が多数含まれていることです。これらの意見の中には、大変共感できるものもあります。

審査というものは、法令と審査基準があれば機械的に答えが出るものではありません。そこには、当然審査官自らの判断による裁量の余地が残されております。個別事案ごとの判断であるとしても、自分の中で、ある程度一般化した審査の方針というか、ポリシーを確立しておかないと、与えられた裁量の範囲で判断するのも、実際のところ難しいのではないのでしょうか。審査の方針、あるいはポリシーを確立していく過程において、書籍や雑誌の意見は大変参考になります。正解／不正解というものはないにしても、あるべき妥当な運用として、どういうものがあり得るのか等を、普段から、審査官一人一人が問題意識を持って、よく考えることが必要ではないかと感じます。普段から、自らよく考えるということが重要で、数日程度のそれも受け身の座学研修を受講した程度では、そのような審査の方針を確立することはできないように思います。さらに、勉強会の形式とすれば、自分自身が考

えたことを他人にぶつけ、その反応をその場で知ることができるといった利点があります。審査判断のばらつき、国際調和の問題も、このような勉強会での意見交換によって、是正されていくのではないのでしょうか。我が国の国際競争力の強化を図るためには、どうあるべきかという大局的な政策問題も重要ですが、審査官一人一人のそのような地道な活動も、とても重要だと思います。

冒頭に紹介しましたように、特許懇では2つの外国語関係の勉強会を開催しております。グローバルな時代にあって、外国語による審査業務に貢献することになるでしょう。と同時に、この取組は、審査官や審判官に対して、自主的勉強会という場を提供するという意味合いも込めております。

特許懇常任委員の一人としまして、会則第2条（会員相互の親睦と研さんならびに地位の向上をはかりあわせて特許行政に寄与し科学技術の振興をはかることを目的とする）に則り、特許行政のため、会員の皆様のため、引き続き特許懇ならではの企画を考えていきたいと思っておりますので、今後とも、会員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

